

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法令名	原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項	第 8 条第 1 項又は第 2 項
処分の概要	標章及び証明書の再交付
原権者	埼玉県知事もしくは、埼玉県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行規則第 6 条の 4 第 2 項
審査基準	判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間	5 日以内 ただし、標章及び証明書の交付を受けた警察署と異なる警察署に対して再交付申請をした場合は 14 日以内、執務が行われない県の休日（日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。
申請先	警察署
問い合わせ先	警察本部交通部交通規制課規制実施係（048-832-0110） 又は、警察署の交通課
備考	受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 15 分までの間。 ただし、執務が行われない県の休日（日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。